（海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正）

第三条　海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第８（第71条関係） （表　略） 備考　１．～４．　（略） ５．海上運送法第38条の２の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、24,600円とする。	別表第８（第71条関係） （表　略） 備考　１．～４．　（略） ５．海上運送法第39条の６の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、24,600円とする。
（日本船舶・船員確保計画の記載事項） **第二条**　法第三十五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　法第三十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあっては、計画期間開始の日において対外船舶運航事業等（同条に規定する対外船舶運航事業等をいう。）の用に供する船舶の隻数（第五条第一項第一号において「総隻数」という。） 三　（略） （計画期間） **第四条**　法第三十五条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、三年、四年又は五年（法第三十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあっては、法第三十五条第一項又は第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定（同項の認定にあっては、当該認定により同条第三項第五号に掲げる基準に適合することとなるものに限る。）の申請日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から五年）とする。 （課税の特例の適用対象となる日本船舶の大きさ） **第七条**　法第三十七条の二の国土交通省令で定める大きさは、総トン数百トンとする。 （課税の特例の適用対象となる事業） **第八条**　法第三十七条の二に規定する国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一・二　（略） （日本船舶の譲渡等に類する行為） **第九条**　法第三十七条の三第一項の国土交通省令で定める行為は、同項に規定する認定事業者が他人から対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供する日本船舶の貸渡しを受けている場合における当該日本船舶に係る貸渡契約の終了とする。 （日本船舶の譲渡等の届出） **第十条**　法第三十七条の三第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した日本船舶譲渡等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。 一～五　（略） ２　（略） （届出を要しない貸渡しの期間） **第十一条**　法第三十七条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める期間は、六月（当該船舶に係る貸渡しが定期傭船である場合については二年）とする。	（日本船舶・船員確保計画の記載事項） **第二条**　法第三十五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　法第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあっては、計画期間開始の日において対外船舶運航事業等（同条に規定する対外船舶運航事業等をいう。）の用に供する船舶の隻数（第五条第一項第一号において「総隻数」という。） 三　（略） （計画期間） **第四条**　法第三十五条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、三年、四年又は五年（法第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあっては、法第三十五条第一項又は第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定（同項の認定にあっては、当該認定により同条第三項第五号に掲げる基準に適合することとなるものに限る。）の申請日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から五年）とする。 （課税の特例の適用対象となる日本船舶の大きさ） **第七条**　法第三十八条の国土交通省令で定める大きさは、総トン数百トンとする。 （課税の特例の適用対象となる事業） **第八条**　法第三十八条に規定する国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一・二　（略） （日本船舶の譲渡等に類する行為） **第九条**　法第三十九条第一項の国土交通省令で定める行為は、同項に規定する認定事業者が他人から対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供する日本船舶の貸渡しを受けている場合における当該日本船舶に係る貸渡契約の終了とする。 （日本船舶の譲渡等の届出） **第十条**　法第三十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した日本船舶譲渡等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。 一～五　（略） ２　（略） （届出を要しない貸渡しの期間） **第十一条**　法第三十九条第一項ただし書の国土交通省令で定める期間は、六月（当該船舶に係る貸渡しが定期傭船である場合については二年）とする。